

頁	章	旧（令和5年4月）	新（令和6年4月）
2	3	<p>3-1 設計変更等の対象事項 （省略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>契約約款第16条（条件変更等）第1項（抜粋） 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。</p> <p>契約約款第17条（設計図書の変更）（抜粋） 委託者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。</p> <p>契約約款第19条（契約の履行の一時中止）第1項（抜粋） 受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。</p> </div>	<p>3-1 設計変更等の対象事項 （省略） （削除）</p>